

働き方改革で残業ルールはこう変わる!

～労働基準法の大改正にどう対応するか?～

労働政策審議会は平成 29 年 9 月 15 日、働き方改革関連法案の要綱について、「おおむね妥当」との結論をまとめ、厚生労働大臣に答申しました。この要綱は労働基準法など 8 つの法律の改正を骨子としており、とりわけ注目すべきは、これまで実質的に無制限だった時間外労働について、上限規制がかけられ、罰則も設けられる点でしょう。また現在、中小企業には適用が猶予されている、月 60 時間超の時間外労働の割増率（50%以上）も、いよいよ全面適用されることとなります。

今回のセミナーでは、主な改正の内容を分かりやすく解説し、中小企業がどのような対応をとったらよいかを具体的にご紹介します。早めの準備をして会社を守りましょう。

■開催日時 平成30年3月8日(木) 14時00分～16時00分

■会場 立川商工会議所 会議室1

■講師 志賀社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士
志賀 直樹 氏

- 内 容
1. 時間外労働の上限規制とは?
 2. 36 協定(時間外協定)はどう変わる?
 3. その他の主な改正内容について
 4. 改正法はいつから施行されるのか?
 5. 違反した場合の罰則は?
 6. 会社がとるべき対応策は?

講師Profile

★志賀 直樹 氏
志賀社会保険労務士事務所代表。
特定社会保険労務士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー。
得意分野は、労働トラブルの予防、問題社員への対応、シンプルな人事評価制度など。
経営者の立場に立った分かりやすい説明に定評がある。



■参加費 無料

■定 員 30名 (定員になり次第締切ります。)

■お問合せ 立川商工会議所 石川/二之宮 立川市曙町2-38-5 TEL042-527-2700 FAX042-527-5913

※お申込みは、下記にご記入の上このまま切らずにFAXでお送りください。定員に達した場合のみご連絡いたします。

セミナー参加申込書 → → → FAX:042-527-5913

働き方改革で残業ルールは こう変わる! 平成30年3月8日(木) 14時00分～16時00分	フリガナ				
	貴社名				
	所在地	〒			
	TEL		FAX		
フリガナ	役 職		フリガナ	役 職	
氏 名			氏 名		